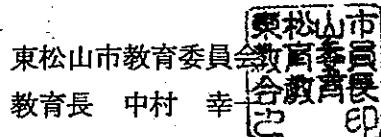




東松教学発第 1101011 号

平成 29 年 11 月 21 日

東松山市立小・中学校通学区域審議会 会長 様



松山中学校及び北中学校の通学区域の変更（案）について（諮問）

加美町及び大字市ノ川の各一部の地域は、市の川特定土地区画整理事業の施行に伴い新たな町名として「美原町」に変更することが決定しています。町名の変更時期は、土地区画整理事業が順調に進捗した場合、平成 30 年 6 月頃を予定しています。

この地域内には、区画整理事業前の道路配置を基に設定された松山中学校と北中学校の通学区域境がありますが、土地区画整理事業により新たな道路網が整備されたため、現状の通学区域では転入学に際して指定校を判別することが困難な場合があります。

このため、両中学校の通学区域境を一部整理し、通学区域の変更を行うことを教育委員会会議にて決定いたしました。

つきましては、下記のとおり通学区域を変更することについて諮問いたします。

記

《諮問内容》

1 松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について

別紙「松山中学校及び北中学校 通学区域変更（案）」のとおり

2 変更の期日及び方法

松山中学校及び北中学校の通学区域の変更は、平成 31 年度からとする。

ただし、変更する地域に居住していて、平成 30 年度に松山中学校又は北中学校に在籍している生徒は、通学区域変更後も保護者の意向により、卒業まで在籍できるものとする。

3 兄弟姉妹の取扱いについて

保護者の意向により、兄弟姉妹が同じ学校に在籍できるものとする。

4 答申の期限

平成 29 年度末